

正

誤

別紙

別紙

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

第1 一般共通

第1 一般共通

1 ~ 2 [略]

1 ~ 2 [略]

3 点検・整備原価

3 点検・整備原価

3-1 ~ 3-3 [略]

3-1 ~ 3-3 [略]

3-4 共通仮設費

3-4 共通仮設費

1) ~ 2) [略]

1) ~ 2) [略]

3) 宿泊費

3) 宿泊費

宿泊費算出における点検整備工の標準編成人員は、「施設機械設備点検・整備標準歩掛について」の表-2.2.4または表-3.2.1による。

宿泊費算出における点検整備工の標準編成人員は表-1.1を標準とする。

P531

[削る。]

表-1.1 点検整備工標準編成人員

区 分	標準編成人員(人/班)	備 考
用排水ポンプ設備	8	管理運転点検
	6	目視点検
河川用等水門設備 ダム用水門設備	3	管理運転点検
	3	目視点検
	4	年点検

[宿泊費算定例]

ケース	算定条件	宿 泊 費
1	河川用等水門設備 点検整備工計 40人	点検・整備作業日数 40÷4=10日 日額旅費(～29日) 0,000×9日×30/22×4人=000,000円
2	ダム用水門設備 点検整備工計 180人	点検・整備作業日数 180÷4=45日 日額旅費(～29日) 0,000×29日×30/22×4人=0,000,000円 日額旅費(～59日) 0,000×15日×30/22×4人= 000,000円 合計 0,000,000円

[宿泊費算定例]

ケース	算定条件	宿 泊 費
1	河川用等水門設備 点検整備工計 40人	点検・整備作業日数 40÷4=10日 日額旅費(～29日) 0,000×9日×30/22×4人=000,000円
2	ダム用水門設備 点検整備工計 180人	点検・整備作業日数 180÷4=45日 日額旅費(～29日) 0,000×29日×30/22×4人=0,000,000円 日額旅費(～59日) 0,000×15日×30/22×4人= 000,000円 合計 0,000,000円

- (注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。  
 2. 現場到着日、出発日で1日点検・整備作業が実施できるものとし、日額旅費の算出は、作業日数1日とする。  
 3. 作業日数は、点検整備工計÷構成人員で算出し、小数点以下1位を四捨五入単位止めとする。  
 4. 月標準作業日数30/22を考慮するものとする。ただし、5日以下の場合には適用しない。  
 5. 日額旅費の単価は「農林水産省職員日額旅費支給規則」を準用する。

- (注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。  
 2. 現場到着日、出発日で1日点検・整備作業が実施できるものとし、日額旅費の算出は、作業日数1日とする。  
 3. 作業日数は、点検整備工計÷標準班編成人員で算出し、小数点以下1位を四捨五入単位止めとする。  
 4. 月標準作業日数30/22を考慮するものとする。ただし、5日以下の場合には適用しない。  
 5. 日額旅費の単価は「農林水産省職員日額旅費支給規則」を準用する。

4 一般管理費 [略]

4 一般管理費 [略]